



(公印省略)  
林振 第30182-6号  
技 第116-9号  
平成30年4月20日

各農産物直売所責任者 様  
各県内卸売市場代表者 様

群馬県環境森林部林業振興課長 桑原 雅美  
群馬県農政部技術支援課長 倉澤 政則

山菜類等の放射性物質基準値超過に伴う安全確認の徹底について

日頃より、本県行政に御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今春、厚生労働省の買上げ検査により、吉岡町産の「タラノメ(野生)」から放射性物質の基準値(100Bq/kg)を超過する事案が発生しました。(別紙参照)

このため、県(環境森林部)において、同町で改めて野生のタラノメを採取し、モニタリング検査を実施したところ、基準値超過が確認されたため、吉岡町及び関係者に対し吉岡町産の「タラノメ(野生)」の出荷自粛要請(H30.4.20付)を行ったところです。

このような事案が繰り返されることは、消費者の信頼を損ねることになり、再発防止が大変重要となります。

つきましては、「きのこ(原木栽培)」、「野生のきのこ・野生の山菜類」について、販売店は「仕入れ時等に放射性物質検査の結果が基準値以下であることを確認してから販売する」よう安全管理の徹底をお願いいたします。

なお、山菜類は、「野生」と「栽培」で取扱いを区分しています。

「栽培された山菜類」とは、肥培管理(施肥、防除、水やり、中耕等を総合的に管理)により安全管理されたものを指し、それ以外は「野生」の扱いとなりますので十分注意して下さい。

※食品衛生法に定める基準値を超過した産品を販売した場合、回収命令または事業者による自主回収、その事実の公表等が行われますので、安全性の確認には十分留意してください。

【野生の山菜・野生のきのこ、きのこ(原木栽培)に関するお問い合わせ】  
林業振興課 きのこ普及室 きのこ係  
TEL:027-226-3234

【栽培の山菜に関するお問い合わせ】  
技術支援課 生産環境室 農業環境保全係  
TEL:027-226-3036

別紙を確認してください。



## 農産物直売所等に出荷される山菜類の 放射性物質検査のお願い

安全な食品を提供するため、山菜類を農産物直売所等で販売する場合は、以下の対応をお願いします。

区分	野生の山菜類	栽培された山菜類
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外に自生していたもので、流通・販売を目的として採取されたもの</li> <li>※栽培管理の程度が低い（肥培管理をしていない）ものは、すべて野生扱いとなります。</li> <li>例：山野や畑地などに植え込みをし、肥培管理（施肥、水やり、中耕等を総合的に管理）をせず、自然状態に近い環境で採取したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥培管理（施肥、水やり、中耕等を総合的に管理）されたもので、栽培履歴が確認できるもの</li> </ul>
検査の対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山菜類すべて</li> <li>※本県産のたけのこは全て野生の扱いです</li> </ul>	市町村、JA等から要望があった品目
放射性セシウムの基準値	100Bq/kg ※基準値を超過したものは販売できません	同左
検査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷者等が出荷単位ごとに検査します</li> <li>※たけのこのうち「もうそうちく」を同一の竹林で繰り返し採取する場合、過去及び当年発生当初の検査結果が基準値よりも相当低く、安全性に問題ないと判断されれば、検査回数を減ずることは可能とします</li> </ul>	市町村、JA等からの要望に応じて、県で検査をすることがあります
販売前に確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷制限または出荷自粛地域以外の産地・品目であることを確認してください</li> <li>・放射性セシウムが基準値以下であることを確認してください</li> <li>・検査結果は保存しておいてください</li> </ul>	必要に応じて、検査の有無、検査結果等を確認して下さい また、市町村、JA等からの要望を受け、県で行った検査の結果については、県HPで公開していますので、参考として下さい
商品の表示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生（山採り）である旨</li> <li>・採取場所（市町村名まで）</li> <li>※市町村の一部が出荷自粛地域の場合、旧市町村名まで表示してください</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培されたものである旨</li> <li>・栽培した場所（市町村名）</li> </ul>

※不明な点がございましたら、お問い合わせください。

### 注意！

基準値を超過した食品を販売した場合、回収命令または事業者による自主回収、その事実の公表等が行われます。

【野生の山菜・野生のきのこ、きのこ（原木栽培）に関するお問い合わせ】

林業振興課 きのこ普及室 きのこ係  
TEL:027-226-3234

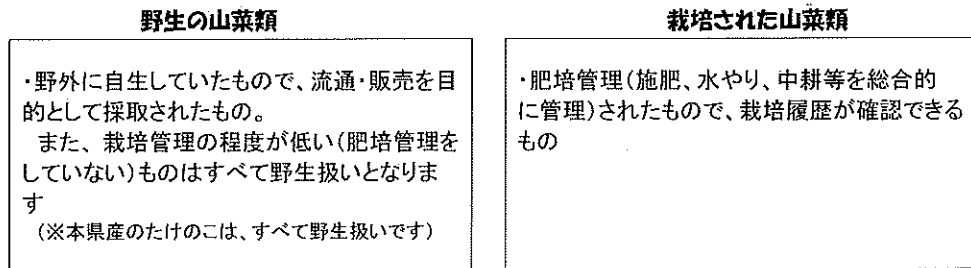
【栽培の山菜に関するお問い合わせ】

技術支援課 生産環境室 農業環境保全係  
TEL:027-226-3036

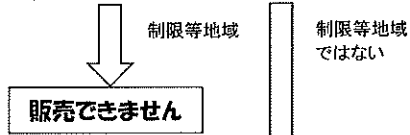
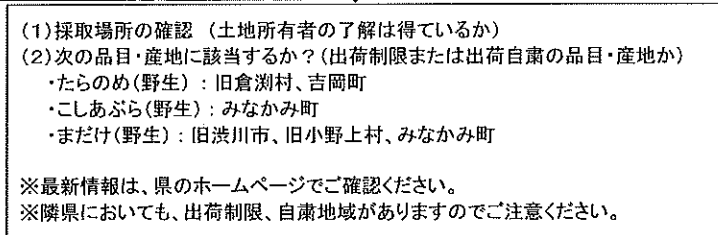
—山菜類の放射性物質安全確認の流れ— (販売前に必ず出荷者に確認してください)

H30.4.20 作成

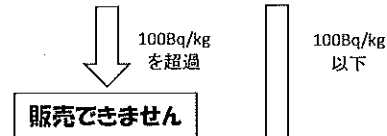
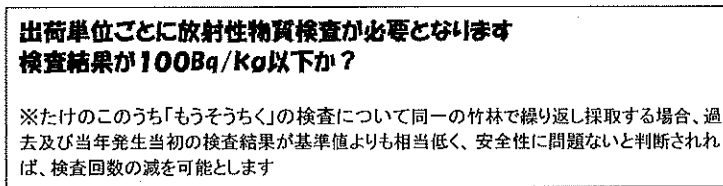
1 「野生」または「栽培」のどちら該当するか確認してください



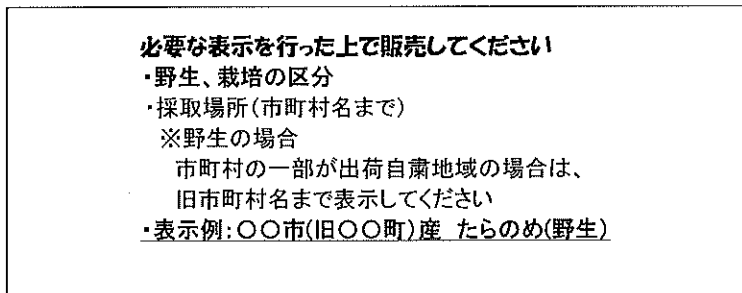
2 採取地の確認をしてください



3 検査結果の確認をしてください



4 適正な表示をしてください



栽培  
※栽培場所の確認

※「栽培された山菜類」の安全確認について

- ・平成29年度より、栽培された山菜類に対する検査は任意検査となっています。
- ・県による検査を希望される場合は、市町村・JA等を通じて、各地の農業事務所へご相談ください。

【野生の山菜・野生のきのこ、きのこ(原木栽培)に関するお問い合わせ】  
群馬県林業振興課きのこ普及室きのこ係  
TEL:027-226-3234

【栽培の山菜に関するお問い合わせ】  
群馬県技術支援課生産環境室 農業環境保全係  
TEL:027-226-3036

## 「きのこ(原木栽培)」「野生のきのこ・野生の山菜類」を出荷販売される皆様へ

- 放射性物質検査結果が食品の基準値(100ベクレル/kg)以下であることを確認してから販売してください。  
※原木きのこ生産者には、「県栽培管理指導指針」に基づき出荷前(ほだ場ロットごと)に検査を行うよう指導しています。
- 産地(生産または採取した場所)が、出荷制限・自粛地域のものは、販売できませんのでご注意ください。
- 出荷販売の際は、「産地」、「名称」、「栽培方法」を必ず表示してください。【市の一部が出荷自粛の場合は旧市町村名まで表示】  
例1:〇〇町産 生しいたけ(原木) 例2:〇〇町産 わらび(野生)
- 採取者等から「野生のきのこ・山菜類」を仕入れる際、土地所有者の了解を得て採取したものを確認してください。

群馬県内で出荷制限、出荷自粛のため、出荷販売ができない「きのこ(原木栽培)」、「野生のきのこ・山菜類」の産地等状況は以下のとおりです。(最新情報は、県ホームページでご確認ください)

- ・生しいたけ(原木栽培):生産者個人単位(みなかみ町の1名、片品村の1名)
- ・乾しいたけ(原木栽培):高崎市、沼田市、渋川市(一部解除)、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町
- ・なめこ(原木栽培):藤岡市
- ・野生のきのこ :沼田市、嬭恋村、東吾妻町、高山村、安中市、長野原町、みなかみ町
- ・野生のタラノメ :旧倉淵村、吉岡町
- ・野生のマダケ :旧渋川市、旧小野上村、みなかみ町
- ・野生のコシアブラ:みなかみ町

※隣県においても、出荷制限、自粛地域がありますのでご注意ください。

### 問い合わせ先

県庁林業振興課	027-226-3234	渋川森林事務所	0279-22-2763
西部環境森林事務所	027-323-4021	藤岡森林事務所	0274-22-2253
富岡森林事務所	0274-62-1535	吾妻環境森林事務所	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	桐生森林事務所	0277-52-7373

## 山菜類の放射性物質安全検査についての問い合わせ先

○野生:野外に自生していたもので、流通・販売を目的として採取されたもの

(※栽培管理の程度が低い(肥培管理をしていない)ものはすべて野生扱いとなります)

○栽培:肥培管理(施肥、水やり、中耕等を総合的に管理)されたもので、栽培履歴が確認できるもの

品目名	形態	問い合わせ先	備考
うど うわばみそう(みず) おおばぎぼうし(うるい) くさそてつ(こごみ) こしあぶら ぜんまい たらのめ ねまがりたけ ふき ふきのとう もみじがさ(しどけ) わらび	野生	県庁林業振興課、環境森林事務所、森林事務所	
	栽培	県庁技術支援課、農業事務所(農業振興課)	検査は必須ではありません
たけのこ	野生	県庁林業振興課、環境森林事務所、森林事務所	本県では栽培はありません
上記以外の山菜	野生	県庁林業振興課、環境森林事務所、森林事務所	
	栽培	県庁技術支援課、農業事務所(農業振興課)	検査は必須ではありません

### ◎【野生】についての問い合わせ先

県庁林業振興課	☎027-226-3236
渋川森林事務所	☎0279-22-2763
西部環境森林事務所	☎027-323-4021
藤岡森林事務所	☎0274-22-2253
富岡森林事務所	☎0274-62-1535
吾妻環境森林事務所	☎0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所	☎0278-22-4481
桐生森林事務所	☎0277-52-7373

### ◎【栽培】についての問い合わせ先

県庁技術支援課	☎027-226-3036
中部農業事務所	☎027-233-2011
西部農業事務所	☎027-322-0539
吾妻農業事務所	☎0279-75-2311
利根沼田農業事務所	☎0278-23-0188
東部農業事務所	☎0276-31-3824

### ◎主な検査機関

(株)食環境衛生研究所	☎027-230-3411	前橋市荒口町
(一社)群馬県薬剤師会試験センター	☎027-223-6355	前橋市西片貝町
(株)環境技研	☎027-372-5111	高崎市金古町
(株)群馬分析センター	☎027-395-0606	高崎市下大島町
ユーロフィン日本環境(株)関東事業所	☎0274-35-9002	藤岡市下栗須
(株)総合環境分析 北関東支社	☎0276-89-0745	邑楽町大字中野

◎東京電力相談窓口 福島原子力補償相談室 ☎ 0120-926-404